



# 阪神水道企業団公報

平成24年9月18日(月)

第248号

毎月15日発行

## 目 次

### ◇規 則◇

- 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

### ◇公 告◇

- 構内照明設備点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 電動門点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 各施設防水補修工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 循環加圧水ポンプ点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 乾燥ケーキ仮搬出工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について

## ◇規 則◇

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月3日

阪神水道企業団  
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団規則第3号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則  
阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則(昭和27年訓令第111号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料の支給)</p> <p>第4条 給料の支給日は、月の16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 月の16日が日曜日に当たる場合 その月の17日 <u>(17日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下この条において同じ。))に当たる場合は、18日)</u></p> <p>(2) 月の16日が土曜日に当たる場合(次号に掲げる場合を除く。) その月の15日</p> <p>(3) 月の16日が土曜日でその前日が休日に当たる場合 その月の18日</p> <p>(4) 月の16日が休日に当たる場合 その月の17日 <u>(17日が休日に当たる場合は、18日)</u></p> <p>2～5 省略</p>	<p>(給料の支給)</p> <p>第4条 給料の支給日は、月の16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 月の16日が日曜日に当たる場合 その月の17日</p> <p>(2) 月の16日が土曜日に当たる場合(次号に掲げる場合を除く。) その月の15日</p> <p>(3) 月の16日が土曜日でその前日が休日 <u>(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。次号において同じ。))に当たる場合 その月の18日</u></p> <p>(4) 月の16日が休日に当たる場合 その月の17日</p> <p>2～5 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年9月1日から適用する。

## ◇ 公 告 ◇

### 阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の6及び阪神水道企業団契約規程(昭和42年管理規程第1号)第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月20日

阪神水道企業団  
企業長 山 中 敦

#### 1 入札に付する事項

- |     |      |                          |
|-----|------|--------------------------|
| (1) | 起工番号 | 工管事第31号                  |
|     | 工事名  | 構内照明設備点検整備工事             |
| (2) | 工事場所 | 淀川取水場(大阪市淀川区西中島2丁目1番27号) |

- 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
- (3) 工事概要 淀川取水場及び猪名川浄水場構内屋外用照明灯の点検整備を行う。
- ア 照明灯撤去据付け工 5灯  
イ 照明灯新設工（淀川取水場） 1灯  
ウ 組合せ試験工 6箇所
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から90日間とする。
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 設定なし
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格  
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同等の照明設備の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付  
企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））
- 5 設計図書に関する質問  
設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。
- (1) 受付期限 平成24年8月27日(月) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年8月30日(木)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法  
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

- (1) 提出書類
    - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
    - イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
    - ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
    - エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
  - (2) 提出部数
    - ア 1部
    - イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
  - (3) 送付先 〒658-0073  
神戸西岡本郵便局留  
阪神水道企業団総務課契約係 宛
  - (4) 受付期間 公告日から平成24年9月5日(水)まで（必着）
- 7 開札の日時、場所等
- (1) 日 時 平成24年9月6日(木) 午後1時30分から
  - (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
  - (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
  - (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
  - (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
  - (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
  - (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
  - (6) 再入札は行わない。
  - (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
  - (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
    - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
    - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
  - (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
  - (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
  - (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを

辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

免除

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
  - (イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合
- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札
  - (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
  - (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
  - (6) 封筒に封印のないもの
  - (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
  - (8) 記名及び押印のない入札書
  - (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
  - (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
  - (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
  - (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
  - (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
  - (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
  - (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

- (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書  
 (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書  
 (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件  
 契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
- 13 その他留意事項
- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。  
 (2) 提出された書類は返還しない。  
 (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。  
 (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。  
 (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。  
 (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
 阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
 〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
 電 話 (078)431-1902（直通）  
 F A X (078)431-2664

#### 阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月29日

阪神水道企業団  
 企業長 山 中 敦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工管事第35号  
 工事名 電動門点検整備工事
- (2) 工事場所 大道取水場（大阪市東淀川区大道南2丁目9番20号）  
 淀川取水場（大阪市淀川区西中島2丁目1番27号）  
 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）  
 尼崎浄水場（尼崎市南塚口町4丁目5番65号）
- (3) 工事概要 電動門の点検整備を行う。
- ア 電動門点検整備工 5台
- (ア) 型式：片引きスライド電動門扉  
 (イ) 電源：AC100V  
 (ウ) 開口：6,000mm×1台、4,000mm×1台及び7,000mm×3台

(エ) モーター定格出力：40W×3台及び100W×2台

- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年1月25日(金)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：建具工事又は建築一式工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同型式で同程度の開口を有する電動門点検整備の施工実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431-1902（直通））。

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年9月5日(水) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年9月10日(月)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

(1) 提出書類

- ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
- ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）

## エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）

## (2) 提出部数

## ア 1部

イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

## (3) 送付先 〒658-0073

神戸西岡本郵便局留

阪神水道企業団総務課契約係 宛

## (4) 受付期間 公告日から平成24年9月14日(金)まで（必着）

## 7 開札の日時、場所等

## (1) 日 時 平成24年9月18日(火) 午後1時30分から

## (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

## (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

## 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

## (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

## (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

## (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

## (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。

## (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

## (6) 再入札は行わない。

## (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。

## (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

## (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

## (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。

## (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

## 9 入札保証金

免除

## 10 契約保証金



## 免除

## 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

## ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

## 12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

### 13 その他留意事項

- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
 阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
 〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
 電話(078)431-1902(直通)  
 F A X (078)431-2664

### 阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月6日

阪神水道企業団  
 企業長 山 中 敦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工施第7号  
 工事名 各施設防水補修工事
- (2) 工事場所 西宮ポンプ場（西宮市室川町2番32号）  
 本庁舎（神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号）
- (3) 工事概要 西宮ポンプ場の次垂注入器室（PCB）屋上（156㎡）及び本庁舎  
 議場屋上（323㎡）のシート防水工（密着工法、S-F1仕様、t=1.2mm）  
 による補修を行う。
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成24年11月30日(金)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

#### 2 応募方法 単独企業による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：防水工事）を有していること。
  - (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
  - (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
  - (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、シート防水工による屋上の防水補修工事の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付
- 企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431-1902（直通））。
- 5 設計図書に関する質問
- 設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。
- (1) 受付期限 平成24年9月14日(金) 午後5時00分まで
  - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
  - (3) 回答日 平成24年9月20日(木)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法
- 入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類
    - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
    - イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
    - ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
    - エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
  - (2) 提出部数
    - ア 1部
    - イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
  - (3) 送付先 〒658-0073  
神戸西岡本郵便局留  
阪神水道企業団総務課契約係 宛
  - (4) 受付期間 公告日から平成24年9月26日(木)まで（必着）
- 7 開札の日時、場所等

- (1) 日 時 平成24年9月27日(木) 午後1時30分から
- (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

#### 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
  - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
  - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

#### 9 入札保証金

免除

#### 10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

#### 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。
  - ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(7) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

#### 12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

#### 13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
電話(078)431-1902(直通)  
FAX(078)431-2664

#### 阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月6日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工管事第33号  
工事名 循環加圧水ポンプ点検整備工事
- (2) 工事場所 尼崎浄水場（尼崎市南塚口町4丁目6番65号）
- (3) 工事概要 浮上分離用循環加圧水ポンプの点検整備を行う。
- ア 循環加圧水ポンプ撤去据付け整備工 1台
- (ア) 型式：水中渦巻ポンプ  
(イ) 口径：125A  
(ウ) 揚程：47m  
(エ) 吐出し量：1.8 m<sup>3</sup>/min
- イ 管工事及び試運転調整工外 一式
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年1月18日(金)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

#### 2 応募方法 単独企業による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同型式で同程度の能力のポンプ整備の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付  
企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431-1902（直通））。
- 5 設計図書に関する質問  
設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。
- (1) 受付期限 平成24年9月14日(金) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年9月20日(木)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法  
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類  
ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）  
イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）  
ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）  
エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
- (2) 提出部数  
ア 1部  
イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
- (3) 送付先 〒658-0073  
神戸西岡本郵便局留  
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年9月26日(木)まで（必着）
- 7 開札の日時、場所等
- (1) 日 時 平成24年9月27日(木) 午後1時45分から
- (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出するこ

と。

## 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
  - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
  - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなつた場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となつた者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

## 9 入札保証金

免除

## 10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

## 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社で



ある場合は除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下同じ。)が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外(普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等)の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

#### 12 契約に関する条件

契約金額(消費税込)が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

#### 13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約(以下「下請

契約等」という。)を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額)が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し(「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号 電 話 (078)431-1902 (直通) F A X (078)431-2664
--

#### 阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の6及び阪神水道企業団契約規程(昭和42年管理規程第1号)第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月6日

阪神水道企業団  
企業長 山 中 敦

#### 1 入札に付する事項

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| (1) 起工番号   | 工管事第40号                   |
| 工 事 名      | 乾燥ケーキ仮搬出工事                |
| (2) 工事場所   | 猪名川浄水場(尼崎市田能5丁目11番1号)     |
| (3) 工事概要   | 天日乾燥ケーキの仮搬出及び乾燥池の整備を行う。   |
| (4) 工事期間   | 契約締結日の翌日から平成25年3月15日(金)まで |
| (5) 支払方法   | 完成払い                      |
| (6) 前 金 払  | なし                        |
| (7) 予定価格   | 事後公表                      |
| (8) 最低制限価格 | 設定なし                      |

#### 2 応募方法 単独企業による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団(以下「企業団」という。)における平成23・24年度競争入札参加資格(登録工種:土木一式工事)を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準(以下「指名停止基準」という。)に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

- (6) 神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市のいずれかに本店を有すること。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評点が820点以下で、本契約予定日（平成24年9月下旬）まで有効期間があること。
- 4 入札に必要な書類の交付  
企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431-1902（直通））。
- 5 設計図書に関する質問  
設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。
- (1) 受付期限 平成24年9月14日(金) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年9月20日(木)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法  
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類  
ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）  
イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）  
ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）  
エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
- (2) 提出部数  
ア 1部  
イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
- (3) 送付先 〒658-0073  
神戸西岡本郵便局留  
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年9月26日(木)まで（必着）
- 7 開札の日時、場所等
- (1) 日 時 平成24年9月27日(木) 午後2時00分から
- (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
  - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
  - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

## 9 入札保証金

免除

## 10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

## 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社的一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）

が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

## 12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

## 13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
電 話 (078)431-1902 (直通)  
F A X (078)431-2664